



●インフォメーション

休診のお知らせ

6月3日(月)の午後診療を**休診**いたします。また、6月13日(木)午後診療は**16:00まで**とさせていただきます。翌日と翌々日の14日(金)15日(土)は東京出張のため**休診**とさせていただきます。皆様方にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどお願いいたします。



	6/3(月)	6/4(火)	6/5(水)	6/6(木)	6/7(金)	6/8(土)	6/9(日)
午前	通常	×	通常	通常	通常	通常	×
午後	×	×	通常	通常	通常	通常	×
	6/10(月)	6/11(火)	6/12(水)	6/13(木)	6/14(金)	6/15(土)	6/16(日)
午前	通常	×	通常	通常	×	×	×
午後	通常	×	通常	14:00~16:00	×	×	×

●編集後記

来る6月16日で当院は開院2周年を迎えます。それを記念して、現在ホームページのデザインの変更作業中です。大幅な書き換えとなり少々時間を要しております。今月末か遅くとも来月には公開できると思います。今月はお休みをとって東京に日本アレルギー学会に久しぶりに参加をして勉強してきます。また2年前に更新した小児二次救命処置法(PALS)プロバイダー資格更新の時期になり、京都まで講習と試験を受けて更新してきます。車の車検と同じで、2年に一度勉強しなさいと、忘れてしまいます。

受付時間	月	火	水	木	金	土
9時~12時	●	—	●	●	●	●
14時~18時	●	—	●	●	●	●

休診日／火曜・日祝日

9時より早く来られた方も、診療準備完了次第、順次診療しています。また夕方まで6時ぎりぎりまで受付しております。ご気軽に相談ください。

インターネット予約が可能です

かみぞのキッズ ややく | Q
http://kamizono-kids.com

ホームページ
QRコードは
こちら



WEB予約
QRコードは
こちら



〒870-0822

大分県大分市大道町4-5-27 第5ブンゴヤビル2F

TEL:097-529-8833



かみぞのキッズクリニック

シックキッズニュース

2019年6月号(No.25)

5月は天候不順が続き、しかし後半からは、県内でも真夏日になるところもあるという変わりやすい天候で、なおかつ連休があり旅行などでの疲れで体調を崩されたかたも多かったのではないのでしょうか？さて、4月末に厚生省作成「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が8年ぶりに改訂され、医療機関や保育所をはじめ関係機関に周知されました。ということで、今月はこのアレルギー対応ガイドラインについてフォーカスします。

●今月のフォーカス 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」 2019年改訂版

- 1 2011年の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」作成のいきさつ
- 2 今回8年ぶりに改訂されたいきさつ
- 3 改訂の要点

1 2011年の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」作成のいきさつ

旧厚生省は1965年に、保育所保育のガイドライン「**保育所保育指針**」を作成し、児童家庭局長名で告示しました。その後、1990年、2009年の2回の改定を経て、前回2008年の改定に際して告示化されました。その中で、第5章「健康及び安全」に「食物アレルギーのある子どもへの対応」についてはじめて記載されました。この告示からは**厚生省大臣名**でなされており、このことは、保育所の役割と機能が広く社会的に重要なものとして認められ、それ故の責任が大きくなった証しでもあります。それを踏まえ、有識者による検討会における検討を経て、2011年3月に、最初の「**保育所におけるアレルギー対応ガイドライン**」が策定されました。策定の目的は、保育所保育指針に基づく、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用するもの、とされました。

中面につづきます ➡



2 今回8年ぶりに改訂されたいきさつ

2011年にアレルギー対応ガイドラインが策定されて、乳児期に特徴的なアレルギー、特に食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、乳幼児ぜんそくをもつ個々のこどもの管理を、病院との連携のもと職員全体で取り組むという方針は示されました。ところが保育所ではなく小学校ですが、2012年12月に、牛乳アレルギーの女児が牛乳入りのちぢみを誤食して、その後アナフィラキシーショックで急死する、「**調布市立学校児童死亡事故**」が起きました。この事件をきっかけに、食物アレルギーに関する医療機関や学校、保育園の意識は180度変わり、食物アレルギーでアナフィラキシーの経験があるお子さんに、医療側も積極的にエピペンを処方するようになりました。それに伴い、エピペン持参で登園登校するお子さんが増え、保育所・学校側も全職員上げて対応せざるを得なくなりました。学校では、のちに出てくる「**学校生活指導管理表**」の提出を、努力義務的な位置づけから提出「**必須**」としました。また、近年のアレルギー疾患の増加で国民の半分が何らかのアレルギー疾患を持つという事態となり、国も本腰を入れてアレルギー対策に乗り出すことになりました。2014年6月には「アレルギー疾患対策基本法」、2015年3月には「学校給食における食物アレルギー対応指針の策定」が、2019年3月には「アレルギー疾患対策基本指針」と、立て続けにアレルギー疾患に関する法令も整いました。その流れで、保育所のほうも保育所保育指針の「健康及び安全」の条項を充実する必要ができ、2017年3月に「保育所保育指針」の4回目の改定が告示、翌2018年4月から適用されました。

以下に改訂保育指針、第3章 健康及び安全の欄を抜粋します。

1 子どもの健康支援 (3) 疾病等への対応

ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の**体制構築**など、**安全な環境の整備**を行うこと。看護師や**栄養士**等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

2 食育の推進

(2) 食育の環境の整備等

ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、囁託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

ちなみに改定前の保育所保育指針(平成20年改定)では、「アレルギー疾患」に係る記載では、「体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、囁託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること」、「アトピー性皮膚炎が疑われる場合には、保護者にかかりつけ医等の指示を受けるように助言します。誤食に伴う急性の発疹の場合は、直ちに専門医に救急受診します」でした。大きな違いは、保育所の体制構築や安全な環境整備を文言で求めていること、看護師の記載が加わったこと、誤食したあとのアレルギーによると思われる発疹出現時の救急受診の文言が削除されたことです。

このように、食物アレルギー誤食での死亡事例、アレルギー関連法令の制定、保育所保育指針の改定などの流れがあり、今回、医療の専門家ではない保育現場の保育士・職員にも積極的に活用していただくため、実用性のある、充実したガイドラインへの改定の必要ができました。2018年11月から「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の見直し検討会が厚労省の子ども家庭局で始まり、2019年3月に同ガイドライン2019年改訂版の原案が示され、了承されました。先月4月25日に我々医療機関も含む関係機関に同ガイドラインが周知されたというわけです。



3 今回の改定の要点

特に以下の3点が改定されました。

- **基礎編と実践編の二部構成に再編**
- 「**生活管理指導表**」に基づく対応が“**必須**”
- 保育所職員がエピペンを「**迷ったら躊躇せず打つ**」の表現に

まずは、医療の専門家ではない保育士・職員などのアレルギー対応に関する理解の促進を図るために、ガイドライン全体を「基礎編」と「実践編」の二部構成に再編したことです。要点を明示して図表も活用して、わかりやすい記載にしています。

そして、一番大事な点ですが、アレルギー対策を保育所が組織的に対応することと、病院や行政など関係機関との連携の強化を明示したことです。今年2月の「第2回保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの見直し検討会」において、都道府県の9割近くの41都道府県が旧ガイドライン2011年度版に基づいた対応を行っている、と回答した一方で、一番大事な「生活管理指導表」、いわゆるかかりつけ医師から発行する厚労省が作成した診断書の使用を求めている割合がわずか17都道府県と半数に満たない実態が明らかになりました。その原因の一つが、旧ガイドラインでは、生活指導管理表が「参考様式」と示されていた点を重視。そこで今回の改定版では「**生活管理指導表**」(図参照)を特に重要視し、その保育所への提出を**必須**にしたことです。生活管理指導表を中心に医師と保護者、保健所の3カ所のコミュニケーションツールとすると明解に記載されました。それに生活指導管理表を作成する医師側が書き方を知らない、あるいは書きづらい、と避けている面もありました。そこで今回は、「実践編」の大部分を割いて、保育所職員が管理表を読めるように管理表の記載の読み方を説明しただけでなく、医師が管理表を記載するときの書き方についても説明を加えました。またガイドラインに「保育所から保護者に対し、関連する**検査結果を求める必要はありません**」と太字で明記。検査の有無で管理表作成に影響しないようにしました。いまだに保育所から血液検査のデータがないと入園できないとか、受付してくれないとか、おかしいことをいうところもあり、保護者の方も特に食物アレルギーの診療には採血検査が必須であると誤解されておられる方が多いようです。保護者のかたも、医師は検査不要というし、保育所は採血データ必要といわれ板挟みになられて心苦しい限りでした。今回の改定で「血液検査をしてもらってください」という保育所はなくなってくれることを期待しています。

保育所でアレルギー対応が必要になった時に、どのような手順で行うか、具体的な手順も、チェックシートなどを用いて、わかりやすくより使いやすいものにされています(図参照)。エピペンを使用するように指示されているアナフィラキシー歴のあるお子さんに対して、エピペンの使用を含む緊急時の対応についても、使用法や打つタイミングを含め、図や表を使用してわかりやすく書かれています。旧ガイドラインでは、「保護者や子ども自身が注射をすべき」との原則論を前面に出した表現や「保育士などが注射することを想定」といった保育士が注射すべきと解釈されそうな表現も問題視され、「**保育所職員**」が注射するという表現に変更されました。日本小児アレルギー学会での議論で、エピペンを躊躇して使わなかったことがむしろ問題との立場を表明していることから、たとえ間違っていたとしても、**疑いがあれば、シンプルにエピペンを注射**できるような記載が望ましい、となりました。これらチェックリストですが、当院では食物アレルギー診療の際にパンフレットとしてお配りして説明しております。

また、除去解除申請書の書式が示され、未接種のために除去していた場合(定型①)と、未摂取以外の理由で除去していた場合(定型②)の2パターンが用意されました(図参照)。保護者が保育所に依頼してこの申請書もらい、**保護者ご自身**で必要事項を記載して、除去解除を依頼するというやり方になりました。医師がサインをする欄はありません。

紙面の関係で来月の7月号に回しますが、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」見直し検討委員会のメンバーで、食物アレルギー診療に詳しい昭和大学小児科の今井孝成准教授が医療WEB情報誌に行ったインタビューを抜粋してご紹介します。正しい食物アレルギー診療を行う上で大変なためになるインタビュー記事でしたので楽しみに。

図. 食物アレルギー・アナフィラキシーの生活管理指導表

(除去解除申請書)【定型①】(43頁参照)

(除去解除申請書)【定型②】(43頁参照)